



鳥取県公報

平成 23 年 9 月 30 日 (金)
第 8 3 3 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (559) (西部総合事務所県民局) 2
- ◇ 公 告 大規模集客施設の設置の届出 (2件) (景観まちづくり課) 2

告 示

鳥取県告示第559号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年11月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年9月30日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県消費者協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
安本 仁子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市観音寺新町一丁目14-24
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、一般消費者に対して、消費生活全般に関する啓発事業等を行い、自ら生活を創造する消費者の育成を図るとともに、消費者、事業者及び行政の連携の中で消費者主権の確立に寄与することを目的とする。

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成23年10月1日から同年11月30日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市糺町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成23年11月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）ドラッグコスモス車尾店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市車尾五丁目1258

- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
1,627平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成24年1月10日

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成23年10月1日から同年11月30日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び西部総合事務所県民局（米子市糺町一丁目160）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成23年11月30日までに知事に意見書を提出することができる。

平成23年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）ドラッグコスモス両三柳店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市両三柳50-3
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
1,795平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成24年2月1日